

令和 3 年

第 3 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 3 年 3 月 8 日

前橋市農業委員会

令和3年 第3回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和3年3月8日午後1時57分
- ・閉会日時 令和3年3月8日午後3時26分
- ・開催場所 市庁舎3階31会議室

・出席委員（17人）

1 番 松田 智之	3 番 須賀 民雄	4 番 平野 豊一	5 番 阿久津 昌枝
6 番 井田 健	7 番 坂本 忠	8 番 横室 辰雄	10 番 伊能 良雄
12 番 下田 将文	13 番 矢端 晴美	16 番 星野 和幸	17 番 小堀 清
18 番 関根 由彦	19 番 澁澤 聖一	20 番 青木 朱美	21 番 深町 富士雄
24 番 江原 弘			

・欠席委員（7人）

2 番 小池 真澄	9 番 関 けい子	11 番 齋藤 禎	14 番 奥野 和子
15 番 松島 敏男	22 番 須田 一男	23 番 石村 利夫	

・事務局出席者

事務局長 本間 達雄	副参事 片貝 早苗	局長補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純
副主幹 内田 貴美	主任 井上 一則	主任 篠崎 菜穂子	主事 小池 雪乃
臨時職員 宮田 厚子			

・その他の出席者

農政課副参事 中野 孝一	副主幹 眞塩 明男	主事 菊池 和未
--------------	-----------	----------

・付議事件

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 議案第14号 | 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について |
| (2) 議案第15号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (3) 議案第16号 | 農地一時転用許可期限延長願について（4条） |
| (4) 議案第17号 | 農地一時転用許可期限延長願について（5条） |
| (5) 議案第18号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| (6) 議案第19号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| (7) 議案第20号 | 競売農地の買受適格証明願について（転用目的） |

・協議事項

- | |
|---|
| (1) 利用配分計画（案）に係る意見聴取について |
| (2) 農業振興地域整備計画（令和2年9月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について |

・報告事項

- | |
|----------------------------------|
| (1) 農地法第3条の規定による届出書の受理状況について |
| (2) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について |
| (3) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について |
| (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について |
| (5) 現況証明交付状況について |
| (6) 農地転用等の意見聴取の結果について |

本間局長	それでは、定刻前でございますが、出席予定の方全員おそろいになりましたので、これから令和3年第3回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席者でございますが、2番 小池 真澄委員、9番 関 けい子委員、11番 齋藤 禎委員、14番 奥野 和子委員、15番 松島 敏男委員、22番 須田 一男委員、23番 石村 利夫委員の7人の方につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症対策により、出席の見合わせをお願いしております。そのほかの欠席通告者及び遅刻通告者はいらっしゃいません。したがって在任委員24人中17人の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町会長からご挨拶をお願いいたします。
深町会長	◇（挨拶）
本間局長	会議規則第5条の規定より会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よりお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和3年第3回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。20番 青木 朱美委員、24番 江原 弘委員をお願いいたします。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第14号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
篠崎主任	◇（議案書、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明） 買い手は購入予定の農地付近に経営農地がある認定農業者で、効率的な農用地利用が期待できます。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第14号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第14号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定いたします。
小池主事	次に、議案第15号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から17番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。 ◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） 整理番号3番は、新規参入の一般法人の申請のため契約書に解除条件が明記されていいます。 整理番号15番、16番は、営農型太陽光発電施設の下部の農地の営農に係る申請で、5条申請と関連があるため後に説明いたします。 以上、整理番号1番から14番まで、17番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。
議 長	なお、整理番号3番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
12番委員 （4班班長）	整理番号3条の3番、現地・面接調査案内図1ページから25ページまでをご覧ください。申請地は、上細井町地内の農用地区域内の農地です。面接には譲受法人の代表者が来られました。今年度より新規に事業を始める農業生産法人です。収益性の高い施設イチゴ栽培を中心に、露地野菜にも取り組んで行きたいとのことです。出荷先は、イベント、ネット販売、直売で販売するそうです。年間売上3,000万円を目指すそうです。農業従事者3人、正社員1人、パート2人とのことです。今後は、施設イチゴ栽培を通し、観光農園事業、飲食や加工の6次産業化にも取り組み、珍しい路地野菜栽培などに取り組み、都内でのイベント販売や飲食店などへアピールをし、観光農園事業を拡大し、農福連携に

も対応した取組を行っていききたいとのことです。調査班としては、譲受法人の代表者の営農意欲が認められ、さらに営農計画等も整合性があることから、営農の確実性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

1 7 番委員
小池主事

整理番号 4 番の売買価格が安い理由と 5 番の高い理由の説明をお願いします。

整理番号 4 番の理由については伺っていません。整理番号 5 番は、申請地が道の駅の用地買収がありました周辺の農地で、譲渡人から、用地買収と同程度の価格でないと売らないとの話があり、その金額で同意されたと伺いました。

1 7 番委員

低価格で売買しますと、その地域での平均価格であるかのように一瞬で広まってしまいます。適正価格だとよいのですが、何のために土地を耕していたのか。農業委員として何とかする方法はないでしょうか。

議 長

当人同士が話し合いをして決めることですので、価格についての指導はできません。あくまで、相対です。

1 9 番委員

私も相談を受けています。所有者の方が亡くなられ農家の後継者がいないため、いくらでもよいから耕作されている方を買って欲しいという相談です。売の方からいくらでもよいと言われているのに、買う方にいくらとは言えません。相場はお伝えしますが、臨機応変に対応したいと思います。

1 7 番委員
議 長

話し合う機会がないです。そういう場が欲しいと思います。

言われていることはわかりますが、指導できることと、できないことがあります。理解していただければと思います。

1 7 番委員

わかりました。

1 8 番委員
小池主事

整理番号 3 番、賃借料が高いですが、何か理由があるのでしょうか。

賃借料の設定についての経緯は伺っておりません。

1 6 番委員

調査班の一員ですが、現在建っている大型ハウス一式も含めての賃貸借です。

2 0 番委員

譲渡人と譲受法人の関係は。

4 班班長

譲受法人の代表者は譲渡人の農園で研修をして独立し、譲渡人に一緒にしませんかと誘われたとのことです。

2 0 番委員

譲受法人が譲渡人からハウスも借りて始めるということですね。

4 班班長

そうです。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 5 番、1 6 番は 5 条申請と関連があるため、後に 5 条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号 1 番から 1 4 番まで、1 7 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第 1 5 号・農地法第 3 条の規定による許可申請については、整理番号 1 5 番、1 6 番は 5 条申請と関連があるため、後に 5 条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号 1 番から 1 4 番まで、1 7 番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第 1 6 号・農地一時転用許可期限延長願（4 条許可）について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井上主任

◇（議案書、地目、面積、延長期限等を朗読、説明）

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

6 番委員

期限を延長した理由は。

井上主任

搬入土量が 2, 5 7 7. 3 m³増量のためです。

6 番委員

造成の形状が変わるということでしょうか。

井上主任

当初の計画の形状は変わるとおられます。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第16号・農地一時転用許可期限延長願（4条許可）について、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。
	次に、議案第17号・農地一時転用許可期限延長願（5条許可）について、整理番号1番、2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、延長期限等を朗読、説明）
	整理番号1番、2番は、継続手続が遅れ、次の継続手続が完了しなかったため、その期間までの延長申請です。同時に申請されています5条の期間は、通常ですと3年ですが、遅れた分の許可の期間（延長願期間）が除かれています。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第17号・農地一時転用許可期限延長願（5条許可）については、整理番号1番、2番を承認とすることに決定いたします。
	次に、議案第18号・農地法第4条の規定による許可申請について審議に入りますが、整理番号5番については、申請関係者に議席番号8番委員が該当しますので、8番委員の退室をお願いします。
	それでは始めに、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。
井上主任	◇（議案書、地目、面積、転用目的を朗読、説明）
	以上、整理番号5番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第18号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号5番を許可とすることに決定いたします。
	それでは、議席番号8番委員の入室を許可します。
	次に、議案第18号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から4番まで、6番、7番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
井上主任	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的を朗読、説明）
	整理番号2番は、開発許可未了のため保留としてご審議をお願いします。
	以上、整理番号1番、3番、4番、6番、7番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	なお、整理番号6番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
12番委員 （4班班長）	整理番号4条の6番、現地・面接調査案内図26ページから33ページまでをご覧ください。申請地は、前橋市立第七中学校から北約770m、群馬県JAビルから北東約1kmに位置し、10ヘクタール以上の広がりがある土地改良事業を実施した第1種農地です。第1種農地は原則として転用できませんが、不許可の例外規定として、農地法則第33条第4号の条文にあります、「住宅その他申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。面接には、申請人と行政書士が来られました。申請人は現在、自分の会社の仕事が忙しく耕作する時間が取れず困っていましたが、ちょうど申請地の近くにある大手運輸会社から、従業員の駐車場が少なく困っているので貸して欲しいとの申出がありました。ま

た、別の会社からも、福利厚生用の畑のための駐車場がなく、困っているとの話があったため、申請地を露天駐車場として貸したく申請するとのこと。車を約130台置き、1台当たりの駐車料金、賃貸借契約、契約期間等は申請が許可になり次第決めるそうです。土地は埋土を行い、雨水は西側の水路へ流し、入口に外灯を付け、周囲に1.2mのフェンスを設置し、周辺農地には影響が出ないようにするとのこと。調査班としては、駐車場の必要性があると認められること、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

6 番委員 整理番号2番、開発許可未了との説明がありましたが、未了の理由はどのようなことでしょうか。

井上主任 申請人は、申請地以外に1か所住宅を持っています。市街化調整区域内は、申請人が2棟住宅を持つことができません。こちらの案件につきましては、今月3月2日に取下げの申請書が提出されています。

6 番委員 わかりました。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号2番を保留とし、整理番号1番、3番、4番、6番、7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第18号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号2番を保留とし、整理番号1番、3番、4番、6番、7番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おきます。

次に、議案第19号・農地法第5条の規定による許可申請について審議に入りますが、整理番号39番については、申請関係者に議席番号8番委員が該当しますので、8番委員の退室をお願いします。

それでは始めに、整理番号39番について、事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇（議案書、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明）

整理番号39番につきましては、開発許可未了のため保留としてご審議をお願いします。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号39番を保留とすることことに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第19号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号39番を保留とすることに決定いたします。

それでは、議席番号8番委員の入室を許可します。

次に、議案第19号・農地法第5条の規定による許可申請について審議に入りますが、申請件数が多いために先に整理番号1番から32番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明）

整理番号12番、13番は、開発未了のため保留としてご審議をお願いします。

以上、整理番号1番から11番まで、14番から32番までは、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 なお、整理番号30番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

1 2 番委員 (4 班班長)	整理番号5条の30番、現地・面接調査案内図34ページから40ページまでをご覧ください。申請地は、前橋市粕川支所から西南西約2.1kmに位置する第2種農地です。面接には、譲受法人の代表者と行政書士が来られました。申請理由は、現在、業績が右肩上がりで社員の増員、重機の増車、造園業の拡大を計画しているそうです。それらを置けるところを探していたところ、本土地が見つかり申請したとのことです。申請地には石、ブロック、型枠、造園用の植木、従業員用の車、重機を置く予定とのことです。土地造成については、整地をして、東側の法面補強工事は状況により種子吹付けをするかもしれないとのことです。雨水は自然浸透、周辺の土地との境界は確定済み、外灯等照明についてはセンサーライトを設置、周囲にフェンスは設置しませんが、入口には柵を設置する予定とのことです。調査班としては、駐車場や資材置場の必要性があることが認められること、被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
6 番委員	整理番号30番、現地調査案内図40ページの写真を見ますと、農作物ではないような物が見えますが、現地には何があったのでしょうか。
2 4 番委員	生えていた竹を粉碎処理した物が置いてありました。
6 番委員	わかりました。竹を処理した物が山になっているのですね。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号12番、13番を保留とし、整理番号1番から11番まで、14番から32番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第19号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号12番、13番を保留とし、整理番号1番から11番まで、14番から32番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第19号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号39番については先ほど審議済ですので、整理番号33番から38番まで、40番から62番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇(議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明) 整理番号51番、面積が大きいですが、以前に畜舎として転用しましたが、地目変更することなく畜舎を取り壊したため、次の用途に使うための申請です。 整理番号60番、61番、営農型太陽光で3条申請と関連があるため後に説明いたします。
議 長	以上、整理番号33番から38番まで、40番から59番まで、62番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
6 番委員	整理番号37番、47番、48番、調整区域内の転用目的が一般住宅で面積が500㎡以上ですが、開発の協議は済んでいるのでしょうか。
井上主任	整理番号37番、47番、48番については、全て開発に照会し、開発協議では可ということで回答をいただいています。
1 6 番委員	整理番号62番、本来ですとR2年10月15日でしたが、期間がだいぶ過ぎていますがどのような理由があるのですか。
深澤副主幹	譲受人の前回の担当職員が退職してしまい、事務手続きができなかったそうです。また、営農しながらレストラン経営もされていて手が回らなかったとのことです。事務局でも再三お願いをしましたが提出されず、ようやく提出されました。
1 6 番委員	3年ごとで納得されて、許可されていますので、厳重注意をしていただきたいと思います。3年後に同様にならないようお願いします。
深澤副主幹	今回の申請の際に農業委員会で、3年で許可していますので、期間が切れる前に申請してくださいということで、再度強くお願いをしました。

議 長	その他、ご意見等ございませんか。ないようでしたら伺います。面積の件の質問がありましたが、以前、除外の段階で許可にならなかった件が何件かあるのですが、今後、許可に該当するようになるのでしょうか。
井上主任	法律により面積は違いますが、最低250㎡から500㎡くらいまで認められています。除外の場合、農政課の業務ですが、500㎡を超える場合は、検討してくださいとお願いしている場合もあります。
議 長	農振法、農地法、開発の関係があると思いますが、お互い協議したうえでしていただけないでしょうか。相談され農業委員、推進委員が間に入り、500㎡以下にさせていただき農地を残す場合もあります。調整していただきたいのですが。
井上主任	整理番号47番、48番は除外の必要のない元々白地ですので、広い場合もあります。48番の申請地は、本通りから奥まった所にあります。
深澤副主幹	申請地に入るまでに通路等が必要になる場合があり、除外でも考慮したうえで審査をしています。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号60番、61番は3条許可と関連があるため、この後に3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号33番から38番まで、40番から59番まで、62番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、整理番号60番、61番は3条申請と関連があるため、この後に3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号33番から38番まで、40番から59番まで、62番を許可とすることに決定いたします。 なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お願いします。 それでは、審議を保留にしました農地法第3条の整理番号15番、16番、農地法第5条の整理番号60番、61番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
小池主事	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） 以上、整理番号15番、16番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明） 以上、整理番号60番、61番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	なお、整理番号3条の15番、16番、5条の60番、61番は現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
12番委員 （4班班長）	整理番号3条の15番、16番、5条の60番、61番、現地・面接調査案内図41ページから75ページまでをご覧ください。申請地は、上毛電鉄新屋駅から北約1.1kmに位置する農用地区域内にある農地です。面接には、譲受法人の社長と専務が来られました。現在は、大豆、小麦を栽培し、その加工品の販売も行っているとのこと。申請地を取得し、営農型太陽光設備の下部でミョウガ栽培を行い、経営の幅を広げたいとのこと。従業員は全員で11人、東側の申請地は、出力75.11ワットのパネル203枚、売電単価21円、年間売上約196万円、西側の申請地は、出力90.65ワットのパネル245枚、売電単価21円、年間売上約229万円だそうです。設置後の維持管理等は譲受法人で管理予定とのこと。設置後の下部でミョウガを栽培し、苗はカネコ種苗から仕入れ、農協、市場、漬物業者に出荷する予定だそうです。雨水が経営ほ場に入り込まないように山側に排水路を設けるとのこと。調査班としては、被害防除対策が取られていること、転用の確実性、実行性が確認できたことから、許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号15番、16番、農地法第5条の整理番号60番、61番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、農地法第3条の15番、16番、農地法第5条の整理番号60番、61番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第20号・競売農地の買受適格証明願（転用目的）について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書、地目、面積、転用目的、裁判所名、競売期日を朗読、説明） 本願については、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長 12番委員 （4班班長）	なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。 競売農地の買受適格証明願整理番号1番、現地・面接調査案内図76ページから85ページまでをご覧ください。申請地は前橋市粕川支所から南西約1.4kmに位置する第2種農地です。面接には申請人とその妻が来られました。申請人はパキスタン国籍ですが、20年前から日本に住んでいるそうです。現在は、中古自動車の売買、車の輸出の仕事をしていますそうです。車置場として利用したく申請されたとのことです。20台から30台の車、バス、トラックが置ける駐車場を確保したいとのことです。土地造成については、平らに整地をし、入口はスロープにする予定とのことです。雨水は自然浸透、周囲には1.5mのフェンス、外灯、防犯カメラを設置する予定とのことです。調査班としては、駐車場の必要性があると認められること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 賛成多数でありますので、議案第20号・競売農地の買受適格証明願（転用目的）について、整理番号1番を適格とすることに決定いたします。 なお、当該願出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願の内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。 次に、協議事項（1）、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
内田副主幹	◇（資料説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、協議事項（1）、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取については、原案を承認いたします。 次に、協議事項（2）、農業振興地域整備計画（令和2年9月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
菊池主事	◇（資料説明：農政課 農業政策係） 一般の農振除外申出案件については、現在、中部農業事務所と調整中です。3月下旬を

めどに中部農業事務所との相談を終了する予定です。その後、報告、縦覧、県との本協議の経路を経て、今年6月中旬頃に結果通知を送信する予定です。

議長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇（意見、質問等なし）

議長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業振興地域整備計画（令和2年9月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 ◇（挙手）
全員賛成でありますので、協議事項（2）、農業振興地域整備計画（令和2年9月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。

次に、37ページから50ページまでの報告事項ですが、報告事項（1）から（5）までの内容は、

- | | |
|---------------------------|-----|
| （1）法第3条の届出書の受理状況 | 1件 |
| （2）法第4条の届出書の受理状況 | 3件 |
| （3）法第5条の届出書の受理状況 | 19件 |
| （4）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 19件 |
| （5）現況証明交付状況について | 1件 |

報告事項（6）は、2月総会において許可とした法第4条の農地転用1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議長 以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。
(閉会午後3時26分)